

大阪広域水道企業団職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年2月24日

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団規則第1号

大阪広域水道企業団職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団職員の任用に関する規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(試験の告知) 第14条 (略) 2 昇任試験の告知は、受験資格を有する<u>全ての</u>職員に周知させることができるように、通知、その他適切な方法によってこれをしなければならない。</p>		<p>(試験の告知) 第14条 (略) 2 昇任試験の告知は、受験資格を有する<u>すべての</u>職員に周知させることができるように、通知、その他適切な方法によってこれをしなければならない。</p>	
別表		別表	
職歴	(略)	職歴	(略)
<u>理事級</u>	(略)	<u>部長級</u>	(略)
<u>部長・副理事級</u>	(略)	<u>次長級</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。